

利根・沼田の教育

発行所 利根教育事務所
 発行人 増田 郁夫
 〒 378-0031 沼田市薄根町 4412 番地
 TEL 0278-23-0165 FAX 0278-23-0180
 E-mail : tonekyou@pref.gunma.jp

学校いじめ防止基本方針の点検と見直しのために

各学校では、学校いじめ防止基本方針(以下、学校基本方針)を策定し、これに基づいて取り組んでいます。学校基本方針は、策定した後も、さらに期待された成果があげられるよう改善していくことが大切です。そこで、管内の状況を踏まえ、点検のポイントと見直しの例をまとめましたのでご活用ください。

生徒指導リーフ増刊号 Leaves.1 (P.21⑤)を参考に次の3つのポイントから点検してみましょう。

<ポイント>

◇ 個々の教職員が、自分が今、何をすべきかが分かるものでしたか。

(見直しの例)

学校基本方針の共通理解に基づく共通実践が大切です。そのためには、共通理解を図る場を、年間を通して計画しておく必要があります。

いじめを把握したときの対応については、関係する子どもや保護者への指導・助言・支援の手順をもっと具体的で分かりやすいものにするとういと思います。

先生方の教育相談技術の向上を図るなど、本校のニーズに合った「いじめ防止に関する研修」を盛り込んでほしいです。

(A校:教務主任)

(B校:生徒指導主任)

(C校:研修主任)

「重大事態」が発生した場合についても、適切に対応できるか見直しておくことが大切です。

◇ 保護者・地域が、何を協力すればよいか分かるものでしたか。

いじめの未然防止・早期発見には保護者・地域との連携が大切です。協力してほしい内容をもっと具体的に示し、発信していくとういと思います。

ネット上のいじめが心配なので、啓発活動を盛り込んで、保護者の理解と協力を得る必要があると思うのですが。

(D校:情報担当)

学校基本方針や取組の進捗状況等を適宜、情報発信したり、意識啓発・意見聴取の取組を企画したりするなど、保護者や地域の方が学校に協力しやすい状況がつかれているか見直してみるとよいでしょう。

◇ 学校が子どもをどのように育てようとしているかが分かるものでしたか。

目標を具体的な子どもの姿で示せば、教職員全員でどのような子どもを育てたいかを共有できます。

いじめに向かわない子どもを育てるためには、未然防止の取組をもっと具体的に示す必要があります。「どのような取組を」「どのくらいの回数」「どの学年のどの学期に」という段階まで示すとよいと考えます。

さらに、次のポイントからも点検してみましょう。

◇ 学校の実態を踏まえて、課題解決を図れるものでしたか。

◇ 子どもが、主体的な取組を通して自発的に行動できるようになるものでしたか。

◇ PDCAサイクルを意識し、評価・改善が図れるものでしたか。

国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」(増刊号Leaves.1・2、Leaf.13)を参考に作成

各学校における点検と見直しが、学校基本方針の実効性を高めるとともに、子どもの成長や教職員の資質向上にもつながることを期待します。